

労働組合運動の発展に資するものあり
第一に労働者の権利を保障し、その生活を向上せしむるに努むるべし
第二に労働者の教育を奨励し、その知識を豊富ならしむるべし
第三に労働者の健康を維持し、その生活を健全ならしむるべし
第四に労働者の福利を促進し、その生活を豊かにせしむるべし
第五に労働者の団結を強め、その力を増進せしむるべし
第六に労働者の意見を尊重し、その権利を保障せしむるべし
第七に労働者の生活を安定せしむるべし
第八に労働者の生活を向上せしむるべし
第九に労働者の生活を豊かにせしむるべし
第十に労働者の生活を健全ならしむるべし

の方針を以て治と譲られ居るは従て設置論の論據は組合運動は経済階
級争の機關に非ず此も又の如と主張する反対論者と対立しての存在は
一切の階級を労働組合運動の任務とするところの労働組合主義能主義
サシガカリズム的であるとはおぼしめさるぬ、

労働組合運動は一般的解放階級に於ける最も過程に於ける一発展段階
を代表するにすぎないものがある従て組合運動の立場から組合主義者
の立場から労働者層を討する問題の解決は真の解決はあり
得ないままに解決することは出来ぬ、

(7) 組合婦人部の問題は

第一に婦人労働者に對する組合の責任は如何なる機關によりて遂行するに